

斯の如く頻発した水害に対し如何なる治山政策が採られたか。河川上流の山岳地帯の森林の保存が治山の要訣であることは古くから認識されていた。大同元年山城国大井山では土砂の流出甚だしきを以て河辺の林木の伐採が禁止されたが、江戸時代になって各地の水害に対し幕府及諸藩は治山のための種々の禁令を発し、又積極的に森林の造成を行った。その主なものを見ると、竹木の伐採禁止、保残木の存置、柴刈禁止、下刈、下越の禁止、樹穀、草根の採取禁止、焼畑、新畑禁止、松瀬子の直堀、無林地、疎林地の苗木植付、伐木跡地には直ちに造林せしめる、土砂防止林の造成及砂留工を行う等の施策が行われた。之らは今日の保安林に於ける使用収益の制限禁止或は営林の監督に於ける森林荒廃行為の制限禁止或は又治山施設の諸事業に当るもので、古くより斯くの如き治山政策の行われたことは我國自然条件より越えし易い災害に対する防災対策として注目に値するものといふことができる。

## 飢肥林業発展の端緒について (概要)

九州大学 塩谷 勉

### はしがき

日本に於ける民間優良林業として5指の中に数えられる飢肥林業は、又その起源の古い事でも有数である。国土としては辺陲の地に位し下らも林業上自然的立地条件では絶対的優位にある。併し更に経済的政治的諸条件が林業の発達に好適な環境を醸成した事は指摘されてよい。飢肥林業の起源としては「本邦代表的優良林業 第三輯」(帝國森林会 大正13年)其他に伝えられる事案があるが、更に今次調査によって知り得た史実と組合せて、考察を加えてみたい。

尚本文で一々の典拠を示さず、近く調査結果取纏めの機会に譲る。但し前飢肥町長故山之郷民平氏の資料は非常に参考になった事を記しておく。尚本研究は文部省科学研究の一部であり、調査実施に当つては飢肥営林署の深厚なる御援助を得た事を特記して謝意を表す。

### 1. 採取林業の進展

採取林業は通商育成林業に先行する形態と考えられている。然るに飢肥地方では育成林業の創始があまりに早かつた為その関係は明瞭でない。

石炭飢肥の地方民はその生活上乃至營養上林産物を必要に応じて採取利用し、その需要は概ね満たされていた。林産方面からは飢肥地方として円滑な自給経済、領域経済が成立していたものと想像される。採取林業の産物欠封制度下、他国との間の交易の対象となつたのが慶長16年(2代秀逸)であつた。即ち大佛殿建築用材の栗として松の14商物を北郷村邊ノ河内より取出し、曾子ヶ島(油

庫)に下げて大阪に船輸送し、薩摩次郎石工門等が取扱っている。大佛殿用材の需要は永年に亘るので次第に遠く遠求められる様になっていた。時正に戦役も終つて世は太平になつて来た証左でもあつた。その代銀90貫目(1500両に当る。本数は不明)、更に6~7両物と8~9両物で代銀36貫目(600両)を得ている。天然生木材が斯く巨額の傾瀉を齎したのであるから、山林利用に着目する動機となつた事は推察に難くない。

英徳元禄年間(5代綱吉)又大佛殿用材として松柱木50本を大阪の向屋大津屋勘兵衛の取次で出している。教皇を川下げて油津から比較的容易に海路大阪方面へ輸送し得た事は、大阪が全国的商業の中心地となつた事と思ひ合せて鉄肥材の市場性を高める事になつた。

## 2. 育成林業の端緒

鉄肥藩祖伊東祐隆が秀吉によつて鉄肥に封ぜられた時は株高僅か2万8千石で、朝鮮征伐その他の機会に小藩たるの悲哀を屢々味つたので、領内の檢知をしては増石に努力した。そして慶長9年(家康の末年)には3回の檢知により遂に57,080石と高揚せしめた。この為藩財政は極度の窮乏に陥り、打ち策を各方面に求めたが、その一策として鉄肥に近い4ヶ村の家士等が協議の上、山林原野に杉の神植を始めた。元和9年(秀忠の末年)即ち今年より327年前が鉄肥の神杉林業の発端といつてよい。

併し享保の頃(8代吉宗)迄約100年間は殆ど発展しなかつた。当時杉は貴重材であつて藩の御用物と称して伐採権は藩主にあり、大衆にとつて使用の対象ともならず無縁の財物で、又造林によつて経済的に得る筈のものが殆ど無かつたから大衆の造林意欲を唆らなかつた。従つて又藩財政に寄与する筈もなかつた。

## 3. 育成林業発展の端緒

享保の頃になつて鉄肥林業の生産関係に大きな変革があつた。杉山二部一の法の制定である。これは官と民の部分林で神植した杉は材木の半分を自らの手に収取し得る事は大きな魅力であつた。のみならず当時徳川中期で漸く全国的に盛となつて来た産物の交易に伴う木材の交換価値の増大にも利戟されたものと思われる。

併し眞の隆盛を来したのは天明年間(10代家治、今より約170年前)一部一を三部一に改め民の取分を多くしてからであるといわれる。藩の山林に關する職制の整つたのも此の頃である。文化元年(11代家斉)調べによると、領内の杉目通3尺以上のもの凡その数は5,764本、当時3尺以上は杉帳に登録されて最厳に管理されたものである。木場数は<sup>ゴエンヌゴバ</sup>御物杉木場(官林)3,078、<sup>シヨニスゴバ</sup>諸人杉木場(民林)8,028で、木場数に対して本数は極めて少い(尚この外檢木場も若干ある)。これはこの本数が二部一時代の梅村に相当し丁度三部一になつてから二十数年目で、若い造林地が急速に廻つて、あつた頃の事である。此頃は又野中金右工門が植木方に就任して9年目であるからその後又木場数が大いに増した筈である。

尚三部一法がその通説の如く1官2民の分収であつたかといふに実質的には必ずしもどうでない。

封建藩侯村藩民大衆の關係に於て一方的に巧みに官收分の増加が計られたのであつて寧ろ逆に2官1民に近かつたと思われる資料がある(這般の詳細は世日に譲る)。

#### 4. 育成林業の発展

それにも拘らず鉄肥の部分林育成は益々盛になつた。第一に藩の積極的な勸奨、それは山役人や藩士の熱意として表現された。明治15年山林共進会で2等賞を得た前記野中金石工門は植木方役として実に50年拮据樵斫、鉄肥林業の今日の因をなした人であり、3等賞を得た石郡田実右工門の如きも功勞者であつた。

次に鉄肥の部分林には遑早く高利貸資本や商業資本が関与した事である。主に農民であつた仕立主は植木木の杉帳登録によつて部分林の分收権を持つに至つたのであるが、更に明かに藩有ならぬ土地では立木と共に土地までも売買処分する事が認められた。農民は立木の担保価値により負債能力を得たのみならず、容易に直接立木土地を換価することが出来た。当地方の部分林分收権は藩制時代に於て既に移転して所謂高利貸資本の支配下に収められたものが少なくない。かくしてこの時代の資本の本来的蓄積に貢献した。

又商業資本の関与とは次の様なことである。殖産興業は藩の大方針であつたが、これが為御用商人を活用した。御用商人は山林については木材は勿論薪炭、椎茸、樟腦、イス灰等の産物を集荷し藩の山方、産物方に納めた。これは油津から大阪の蔵屋敷に移して売られた。更に自らの資本により藩の命を承けて府倉山等でそれら事業の直接經營に乗出したのである。その起源は分らぬが弁甲材という独特の商品が生産されて鉄肥林業の地歩は固められた。この商人は部分林にも手を染め、分收権の入手よりその經營を雇傭労働によつて行うことになつた。そして明治以後に於て「棒付けておいて売るのが農民の副業だ」という如き部分林に対する極端な考え方の萌芽さえ看取されるのである。

こゝに高利貸資本、商業資本というも生々別個のものではなく、前者の生長転化して後者となるものと考えて太過ない。商人はその財力の蓄積により漸次勢力強大となり幕末頃には士分を凌ぐに至るのである。

次に見逃し得ぬのは藩の直營造林である。製炭等にも夫役は多く用いられたが、造林事業特に然りであつた。従つて部分林ならざる純官林の立派な造林地が隨所にあつたという。併し之も夫役期によつたが、部落民共同による部分林式のものであつたか後年はつきりせず係争事件になつたものもある。又、藩主伊東家に公人私人両面の性格があつて尚紛糾した。

さて之等の点の多くは鉄肥藩の持徴的なものとして隣藩の福島地方(高懸藩産地)などとも大いに趣の異つた点である。社会的には幾多の矛盾を包蔵しつつも林業再生産を遂げるに役立ち鉄肥育成林業の展開に貢献した。

とに角明治の初鉄肥地方の杉の本数は、10年以上のもの大約300万本といわれた。